

議第百八号

岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めるものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(岐阜県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
 - 第二章 定年制度(第二条―第五条)
 - 第三章 管理監督職務上限年齢制(第六条―第十二条)
 - 第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十三条・第十四条)
 - 第五章 雑則(第十五条)
- 附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十二条の四第一項及び第二項、第二十二条の五第一項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七並びに警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第二項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書中「昭和三十二年岐阜県条例第二十九号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加え、「六十五年」を「七十年」に改める。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員

に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び次項において同じ。）を占めているものについては、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その」を「当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項の条例で定める職は、次に掲げる職（保健所等に勤務する医師及び歯科医師が占める職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。

- 一 給与条例第十条第一項の規定により管理職手当を支給される職員が占める職（岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号）附則第二項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により管理職手当を支給される職員が占める職を含む

む。)

二 給与条例第四条第一項第三号ロに規定する教育職給料表(二)及び同号ハに規定する教育職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が特二級であるものが占める職

三 国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの教授

四 警察法第六十二条に規定する警視又は警部の階級にある岐阜県警察の警察官(第一号に掲げる職を除く。)

五 前各号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職を占める職員の管理監督職務上限年齢は、六十年を超え六十四年を超えない範囲内で人事委員会規則で定める年齢とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場

合において、前項中「任命権者」とあるのは「岐阜県警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項各号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条及び第十条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超

えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあるとき認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第一項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十四条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が構成団体である地方公共団体の組合の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の三項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年

令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに第三条ただし書に規定する職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（第七条ただし書の人事委員会規則で定める管理監督職を占める職員にあつては、同条ただし書の人事委員会規則で定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

7 岐阜県警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(岐阜県職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の分限に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする」に改

める。

第二条の三中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

(経過措置)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号。次項において「給与条例」という。)付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)付則第二十八項の規定による降給とする」とする。

3 第三条の規定は、給与条例付則第二十八項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を、「加算した額」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第四条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は」を削り、同条第二項ただし書中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第

五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加え、「の各号」を削る。

第五条の三中「十年」を「十五年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第五条の三の二 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一項中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二第一項の俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第二項（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の」に改め、「同項第二号」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第二項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）」。次号において同じ。）」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第二項の」を「第五条の二第二項（」に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第二項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）」。次号において同じ。）」を加え、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第二項に規

定する特定減額前俸給月額をいう。)。以下この号及び次号において同じ。)及び」に改める。

第六条の四第一項中「。以下「施行令」という。」を削り、「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「額(以下)の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二項から第十七項までを削る。

附則第十八項中「第五条第四項」を「第六条の五第二項」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第十九項から第二十一項までを削る。

附則第二十二項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(次項において「旧専売公社」という。)」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(次項において「旧電信電話公社」という。)」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第二十三項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(昭和五十九年法律第七十一号)」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(昭和五十九年法律第八十七号)」を、「国家公務員等退職手当法」の下に「(昭和二十八年法律第八十二号)」を加え、同項を附則第四項とする。

附則第二十四項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六

号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)(に改め、同項を附則第五項とする。

附則第二十五項を附則第六項とする。

附則第二十六項中「条例第三十号」を「岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十号。以下「昭和四十八年改正条例」という。)(に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで並びに附則第十八項から第二十二項まで及び第二十五項から第二十九項まで」に、「附則第二十六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十七項中「条例第三十号」を「昭和四十八年改正条例」に改め、「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)(並びに附則第二十一項及び第二十二項」を加え、同項を附則第八項とする。

附則第二十八項中「条例第三十号」を「昭和四十八年改正条例」に改め、「第五条」の下に「又は附則第十九項」を加え、「附則第二十六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則中第二十九項を削り、第三十項を第十項とし、第三十一項から第三十三項までを二十項ずつ繰り上げ、第三十四項を第十五項とし、同項の前に次の一項を加える。

14 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額額の減額改定をいう。)(によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則中第三十五項を第十六項とし、第三十六項を第十七項とし、附則に次の十二項を加える。

18 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。)(に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十八項」とする。

19 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。)(に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあ

るのは、「第五条又は附則第十九項」とする。

20 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 岐阜県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年岐阜県条例第十九号）第三条ただし書に規定する職員

二 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員

21 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例付則第二十八項の規定又はこれに準ずる給与の支給の基準による職員の給料月額改定（次項において「給料月額七割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、退職した者（給料月額七割措置により給料月額が減額されたことがある者に限り、特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、給料月額改定以外の理由（給料月額七割措置以外の理由に限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額が七割措置前給料月額（給料月額七割措置により給料月額が減額された日（以下この項において「七割措置減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額をいう。以下この項において同じ。）を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が七割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多く、かつ、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、七割措置前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の二までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。ただし、人事委員会規則で定める場合については、この限りでない。

一 その者が特別特定減額前給料月額（特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日における特別特定減額前給料月額をいう。次号において同じ。）又は七割措置前給料月額のいずれが多い額（以下この項及び次項において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 特別特定減額前給料月額又は七割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項及び次項において「下位減額前給料月額」という。）に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

- イ その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の低位減額前給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合
 - 三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号イに掲げる割合
- 23 附則第七項から第九項まで及び前項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
- 一 六十以上 上位減額前給料月額に六十を乗じて得た額
 - 二 六十未満 次のイ又はロに掲げる前項第三号ロに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額
 - イ 六十以上 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
 - ロ 六十未満 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に同項第三号ロに掲げる割合から同項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から同項第三号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 24 前二項の場合における第二条の四及び第六条の五第一項の規定の適用については、第二条の四中「までの」とあるのは「まで並びに附則第二十二項及び第二十三項の」と、第六条の五第一項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第二十二項」とする。
- 25 当分の間、第五条第一項第三号及び第六号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に」とあるのは「定年（附則第二十項各号に掲げる職員以外の者（岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岐阜県条例第 号）第一条の規定による改正前の岐阜県職員の定年等に関する条例（以下「令和五年旧定年条例」という。）第三条本文の適用を受けていた者であつて同項第一号に掲げる職員に該当するものを含む。）にあつては六十歳とし、同号に掲げる職員（令和五年旧定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者に限る。）にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に」と、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五

条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「定年」とあるのは「定年（附則第二十項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧定年条例第三条本文の適用を受けていた者であつて同項第一号に掲げる職員に該当するものを含む。）にあつては六十歳とし、同号に掲げる職員（令和五年旧定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者に限る。）にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）とする。」とする。

26 当分の間、第五条第一項（第一号、第五号及び第七号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、第五条の三本文中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧定年条例第三条本文の適用を受けていた者であつて同項第一号に掲げる職員に該当するものを含む。）	六十歳
附則第二十項第一号に掲げる職員（令和五年旧定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者に限る。）	六十五歳
附則第二十項第二号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

27 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて前項の表の上欄に掲げるものが同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、「附則第二十六項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢」とする。

28 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十六項の表の上欄に掲げるものが同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項

の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

29 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者のうち、定年に達する日の属する年度の初日の前日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、附則第二十二項の適用を受ける者に対する同項及び附則第二十三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第二十二項第一号	及び上位減額前給料月額	並びに上位減額前給料月額及び上位減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第二十二項第二号	いう。	いう。及び下位減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第二十二項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が上位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第

		<p>五条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>附則第二十二項 第三号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>附則第二十三項</p>	<p>前項の</p>	<p>附則第二十九項の規定により読み替えて適用する前項の</p>
	<p>掲げる同項第二号ロ</p>	<p>掲げる附則第二十九項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロ</p>
<p>附則第二十三項 第一号</p>	<p>同項の</p>	<p>附則第二十九項の規定により読み替えて適用する前項の</p>
<p>附則第二十三項 第二号イ</p>	<p>上位減額前給料月額</p>	<p>上位減額前給料月額及び上位減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</p>

		附則第二十三項 第二号ロ			
下位減額前給料月額	前項第二号ロ	上位減額前給料月額	当該割合	及び下位減額前給料月額	前項第二号ロ
下位減額前給料月額及び下位減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日に	附則第二十九項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロ	上位減額前給料月額及び上位減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	附則第二十九項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロに掲げる割合	並びに下位減額前給料月額及び下位減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	附則第二十九項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロ

		<p>において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</p>
<p>同項第二号ロ</p>	<p>及び退職日給料月額</p>	<p>附則第二十九項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロ</p>
	<p>及び退職日給料月額</p>	<p>並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</p>

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項及び第五項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第九項を削る。

第六条の二第一項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「及び前条第九項」を削り、「これらの規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条の六第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)」の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第一号及び次項において)」に、「。以下」を「。第一号及び次項

において」に改め、同項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の下に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十四条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第一号及び同条第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第二十二條の二第一項及び第二十二條の三中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條の六第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「の定める」を「で定める」に改める。

第二十三條第二項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五條第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五條の二第二項中「第十条の二」を「第六条、第十条の二」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七條第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十九條中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十一條第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十二條第一項ただし書及び第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「の定める」を「で定める」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十三條第二項中「の定める」を「で定める」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四十二條第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の十項を加える。

28 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第三十項及び第三十二項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第六条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分

の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

29 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 岐阜県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年岐阜県条例第十九号）第三条ただし書に規定する職員

三 岐阜県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

四 岐阜県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

五 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第八条第一項の規定の適用を受ける職員

30 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第三十四項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第二十八項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び付則第三十二項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第二十八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

31 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

32 警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者であつて、特定日給料月額が当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第六条に規定する公安職俸給表(一)に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端

数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第二十八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

33 付則第三十一項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第三十一項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

34 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第三十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第三十項及び第三十一項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

35 付則第三十項、第三十二項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第二十八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第三十項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

36 付則第三十項若しくは第三十二項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十二條の二第一項、第二十二條の三、第二十二條の四第二項及び第二十三條第五項（第二十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第三十項、第三十二項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

37 付則第二十八項から前項までに定めるもののほか、付則第二十八項の規定による給料月額、付則第三十項の規定による給料その他付則第二十八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
	円 191,300	円 219,400	円 260,200	円 279,900	円 295,300	円 321,200	円 363,700	円 397,500	円 449,600

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,100	262,300	294,200	311,000	325,400	349,500	385,300	417,500		

別表第三イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	240,200	288,300	299,500	321,800	407,500				

別表第三ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	238,500	279,600	308,900	337,500	423,300			

別表第三ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	229,600	276,400	303,900	330,700	413,100			

別表第三ニの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	252,500	299,000	316,700	382,900	478,100		

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	221,700	263,700	289,000	332,200	391,900		

別表第五イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000		

別表第五ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	192,400	219,500	248,200	261,900	287,600	329,100	372,100

別表第五ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 239,700	円 260,400	円 267,700	円 278,100	円 294,700	円 332,500	円 377,800

(岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第六条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

(経過措置)

2 給与条例付則第二十八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条第一項の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、給与条例付則第二十八項の規定により算出した額とする。

3 給与条例付則第三十項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料を支給される教育職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 岐阜県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第八条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 岐阜県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第九条中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十八条の表第六条第九項の項を削り、同表第十二条の六第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十四条第四項の項を削り、同表第三十二条第一項ただし書、第三十二条第二項ただし書、第三十三条第二項及び第四十二条第一項第一号の項中「、第三十二条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び第四十二条第一項第一号」を「並びに第四十二条第一項第一号」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条中「に規定する条例」を「の条例」に改め、同条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十六条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則第二項から第五項までを削り、附則に次の見出し及び二項を加える。

（勤務条件条例付則第二十八項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え）

2 育児短時間勤務をしている職員に対する勤務条件条例付則第二十八項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）第十八条の規定により読み替えられた第三十一条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 法第十七条の規定による勤務をしている職員が勤務条件条例付則第二十八項の規定の適用を受ける場合における第十四条第二項の規定の適用については、同項中「第二十一条まで」とあるのは、「第二十一条まで並びに附則第二項」とする。

（岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第九条 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、同項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 岐阜県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十条 岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

第十一条 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年岐阜県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

(岐阜県職員の再任用に関する条例の廃止)

第十二条 岐阜県職員の再任用に関する条例(平成十二年岐阜県条例第六十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二十七項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の岐阜県職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の岐阜県職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第三条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された

職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、附則第二項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第十項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第十項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項若しくは第十七項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがあるもの

6 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく

選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者
- 二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
- 三 施行日以後に新定年条例第十三条の規定により採用された者のうち、地方公務員法第二十条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 四 施行日以後に新定年条例第十四条第一項の規定により採用された者のうち、地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する同法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの
- 六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 七 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。
- 八 暫定再任用職員（附則第五項、第六項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項又は第十七項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 九 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 十 任命権者は、附則第五項の規定によるほか、県が構成団体である地方公共団体の組合（次項並びに附則第十六項及び第十七項において「組合」という。）における附則第五項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 十一 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第六項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務

実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

12 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。

13 任命権者は、地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第五項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十三条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、これらの短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がこれらの短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じたこれらの短時間勤務の職に係る年齢）をいう。附則第十六項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

14 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第六項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第十七項及び第二十六項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第十三条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができ、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第十三項の規定によるほか、地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する同法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第五項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十四項の規定によるほか、地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する同法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、

組合における附則第六項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第十四条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

19 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）

21 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

22 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

23 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第五項から第十八項までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第二十五項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

24 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に

設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

25 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十三項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第十三条に規定する年齢六十一年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

27 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。
(給与、退職手当等に関する経過措置)

28 暫定再任用職員に対する第四条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「第五条」とあるのは、「第五条又は岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岐阜県条例第 号)附則第五項、第六項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項若しくは第十七項」とする。

29 第五条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「新給与条例」という。)付則第二十八項から第三十七項までの規定は、令和三年改正

法附則第三条第五項又は附則第二項の規定により勤務している職員には適用しない。

30 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

31 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、岐阜県職員の育児休業等に関する条例第十八条の規定により読み替えられた岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第三十一条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

32 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同条例第三十一条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

33 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十二条の六第二項、第十四条第二項、第二十二條の二第一項、第二十二條の三、第二十七條第一項、第三十一条第二項、第三十二条、第三十三條第二項及び第四十二條第一項の規定を適用する。

34 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第二十二條の六第二項、第二十三條第三項及び第二十九條の規定を適用する。

35 新給与条例第二十五條第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岐阜県条例第 号）附則第八項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

36 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十条の二から第十二条まで、第十二条の三、第十二条の五及び第二十條の三から第二十二條まで並びに新給与条例第六条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

37 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された者とみなして、第六條の規定による改正後の岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第二条の規定を適用する。

38 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第八條の規定による改正後の岐阜県職員の育児休業等に関する条例第二十五條及び第二十六條第一項、第九條の規定による改正後の岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項並びに第十條の規定による改正後の岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条の規定を適用する。

39 附則第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

40 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「に新条例」を「に岐阜県職員退職手当条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第十八項若しくは第十九項」を加え、「新条例第三条から第五条の三まで」を「同条例第三条から第五条の三の二まで並びに附則第十八項から第二十二項まで及び第二十五項から第二十九項まで」に改める。

附則第六項中「に新条例」を「に岐阜県職員退職手当条例」に、「新条例第五条の二」を「同条例第五条の二(同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」並びに附則第二十一項及び第二十二項」に改める。

附則第七項中「新条例」を「岐阜県職員退職手当条例」に改め、「第五条」の下に「又は附則第十九項」を加える。

附則第八項中「新条例」を「岐阜県職員退職手当条例」に、「第五条の三まで及び」を「第五条の三の二まで、」に改め、「第六条の五まで」の下に「及び附則第二十一項から第二十四項まで」を加える。

附則第十四項中「対する新条例」を「対する岐阜県職員退職手当条例」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第五条の三まで及び」を「第五条の三の二まで、」に改め、「第六条の五まで」の下に「及び附則第二十一項から第二十四項まで」を加え、同項第一号中「新条例」を「岐阜県職員退職手当条例」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

41 岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成十五年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十六項」を「附則第七項」に改める。

（岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

42 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十八年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十五年岐阜県条例第六十三号）」を「岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成十五年岐阜県条例第六十三号）」に、「新条例第二条の四から第五条の三」を「岐阜県職員退職手当条例第二条の四から第五条の三の二」に、「並びに附則第二十六項から第二十八項」を「並びに附則第七項から第九項まで及び附則第二十一項から第二十四項」に改める。

附則第六項中「新条例第五条の二」を「岐阜県職員退職手当条例第五条の二（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第二十二項」に、「同条例第一項」を「同条例第五条の二第一項及び附則第二十二項」に改める。

43 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成二十九年岐阜県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の岐阜県職員退職手当条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）」を「岐阜県職員退職手当条例」に、「新条例附則第三十六項」を「同条例附則第三十七項」に、「退職した岐阜県職員退職手当条例」を「退職した同条例」に、「あつて岐阜県職員退職手当条例」を「あつて同条例」に改める。

附則第三項中「新条例」を「岐阜県職員退職手当条例」に、「岐阜県職員退職手当条例第十条第十五項」を「同条例第十五項」に改める。

提 案 説 明

国家公務員法の一部改正に鑑み、岐阜県職員の定年を引き上げる等のため、この条例を定めようとする。